

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	漁業災害補償法	法令番号	昭和 39 年法律第 158 号				
手続名	漁業共済団体への必要措置命令	根拠条項	第 72 条				
処 分 基 準	<p>当該条項の規定又は「漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会の指導監督等に当たっての留意事項について」（平成 23 年 8 月 24 日水産庁）2-5-3（3）の規定により、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合、違法性の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次 No.	7